

7 重要文化的景観

山田 大隆

1. 新しい文化財としての文化的景観

これまでの文化財保護の対象は、『北海道文化財保護協会創立30周年誌』（平成4年3月）目次によると、天然記念物（動植物学遺産）、建築（含土木、産業）遺産、アイヌ文化遺産、口承文化遺産、史跡、生活文化遺産、埋蔵文化財（考古学遺産）に限られていた。今回の『50年誌』の目次との対比でも明らかのように、協会活動継続20年間で新しい領域として追加されたのが、登録有形文化財（重要文化財の周辺遺産で保存と活用を念頭）、重要な文化的景観（景観保存遺産）であった。この時代発展の年月の間に、文化財の定義が発展拡大したのである。

新しい文化財領域の「登録有形文化財」については、『50年誌』の別項に筆者らの論文があるのでそちらを見て戴くが、ここで「重要な文化的景観」についてその内容を解説する。

近年、一般歴史観光資源、産業観光

まれる。

地方自治体にとり、これまで、古い都市資源（旧家、未舗装道路、休耕地、廃棄された工場、港湾、鉄道群等の都市発展上の産業廃棄物）は、行政の目指す町の近代化にとりリニューアルの除却対象物でしかなかった。これは、産業遺産の分野でいうと、産業革命の発祥地イギリスで1960年代に都市近代化の行政名目で、産業革命（1770年代アイアンブリッジやデボンシャーの製鉄革命から1830年代のシェフィールド、ニューカッスルの繊維革命、鉄道、炭鉱革命）期の歴史遺構が大量廃棄され、産業景観が消失した（現在もイギリスには豊富な産業革命遺産が残り世界的産業観光盛地のように見えるが、現地英国産業考古学会AIAの研究者の2000年国際会議での報告では、当時は現在の数倍の遺産があったと証言した）。

これは、社会的評価前に行政主導の近代化流行で一括廃棄されたもので、その反省から評価機関としての1970年英国産業考古学会結成、実質的保存団体（買取保存）の英国ナショナルトラスト結成、税制措置（遺産保存の企業の法人税減免措置）の法的支援の3重点を達成した。この世界的産業遺産保存の先進事業下で、1977年に同様の急速廃棄にあった日本で産業考古学会が結成され、すぐ1978年の北海道産業考古学会（北海道でも急廃棄中）ほか15地方学会の結成、そのノウハウは2010年の台湾産業考古学会結成支援まで波及している。現在世界の約40ヶ国に国内産業考古学会があり、3年に一度の国際会議（TICCIH産業遺産保存のための国際委員会、1972年創立、2009年に最新第14回ドイツ会議開催）があり、世界の産業遺産保存運動で英国産業考古学ほかの国際遺産評価保存運動の果たした先駆的業績は甚大のものがある。この学会の2003年の第12回ロシア会議では、産業遺産規定国際基準（ニジニタギル憲章）が採択され、各国での産業遺産基本法設立運動に貢献している。

資源、地方自治体の地域の歴史的遺産による新しいまちづくり資産として、歴史的町並みや産業景観の価値が高く評価されはじめている。東海道沿いの御油の町並み、北海道小樽市の運河と倉庫群、広島県鞆の浦漁港、熊本市、姫路市、高知市等の城下町、熊本県三角西港、世界遺産島根県石見銀山、新潟県佐渡金山、長野県須坂市蔵の町並み、愛知県常滑市窯の町並み、兵庫県神戸市三の宮洋館群、等である。これらの町並みは市民運動他の条件で、解体を免れ歴史遺産を保持しえた。

ユネスコの選定する世界遺産の認定（2010年現在911件）も、自然遺産（180件）、文化遺産（産業遺産（180件）に加え複合遺産（自然遺産と文化遺産）（27件）があるが、価値としては複合遺産（自然における人類的調和的文化、産業活動の遺産）が大きく、最近の選定はより複合遺産を選定する傾向にある。景観保存遺産は間違いなく、世界遺産の複合遺産に含

り換え廃棄)に、廃棄物大量処分現象として地方自治体、企業、博物館等で何度も生じた、日本および高度技術革新のあった成長の急激な国家特有の現象であった。いわば昆虫の「脱皮」的文化的転換期なのだが、その社会現象の中で、保存すべき貴重な歴史遺産も社会や学会の評価なしに一括廃棄された。

この行政主体のいわばヒステリーの古物徹底破壊の社会現象の問題点を指摘する少数の碩学もいたが、上述の戦後二度の廃棄社会運動の大波に流され、その訴えは無視され、破壊されると二度と再現出来ない貴重な大量の歴史遺産が消失した。この経緯については、それを多少とも救済すべく制定された改訂文化財保護法(平成8年の登録有形文化財項目追加)の9周年目で刊行された文化庁文化財部編『総覧 登録有形文化財建造物5000』(2005年11月刊)には、文化庁長官河合隼雄氏、ほかに大河直躬(千葉大)、西和夫(神奈川大)、崎谷康文(日本芸術文化振興会)、亀井信雄(文化庁)の各氏、また同庁の登録普及広報誌の「案内」に、著名な映画監督篠田正浩氏のこの歴史、文化破壊現象への痛烈

な指摘がある。

ユネスコ世界遺産で最高評価の複合遺産(景観遺産)はこの保存運動の中で、産業遺産でも景観遺産の多数が残されている。

2. 景観法(法律第110号全107条、平成16年6月制定、21年6月最終改正)

景観保存の法的根拠となっている「景観法」は平成16年6月に新規に制定された。この新しさでも分かるように、平成8年8月文化財保護法改訂(登録有形文化財登録基準制定)と同じく、近年の文化財保護運動の発展によりあらたに制定されたものである。かつては「町並み保存」と言われたが、現在は「景観保存」に総合化されている。英語では「ランドスケープ」であり、その専門研究団体、学会(ランドスケープ学会)、研究者も国内外で増加している。産業遺産保存の国際学会(TICCIH)での報告は、産業景観保存に関する事例が多く、ユネスコの世界遺産審議でもこの景観保存問題が中心議題である。景観法の具体的内容を略記し、この法律の景観保存運動進展での意義を考察してみる。

第1章 総則

第1条(目的) 我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定で、美しく風格ある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上、地域社会の健全な発展に寄与。

第2条(基本理念)(1) 良好な景観は美しく風格ある国土、豊かな生活環境創造に不可欠で国民共通の資産として、現在・将来の国民が恩恵を享受可能のように整備、保全する。(2) (5) 良好な景観の規定：地域の自然、歴史、文化等と人々の生活・経済活動との調和で形成。地域の固有の特性と関連し、地域住民の意向を踏まえ、各地域の個性、特色の伸張に資する。観光その他の地域間の交流の促進に資する。現 在ある良好景観の保全以外に、新たに良好な景観の創造も含む。

第4条(地方公共団体の責務)、良好な景観の形成の促進のため、国(第3条)との適切な役割分担を踏まえ、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定する。

第5条(事業者の責務)、第6条(住

民の責務) 土地の利用等の事業活動への考慮、国や自治体への協力、住民は理解、施策に協力する。

第7条(定義) 景観行政団体(指定都市、中核都市、都道府県)、建築物(建築基準法での建築)、屋外公告物(屋外公告物法での物件)、公共施設(道路、河川等)、国立公園(自然公園法での国立公園、国定公園)、都市計画区域(都市計画法での区域)

第2章 景観計画及びこれに基づく措置(6節から構成)

第3章 景観地区等(4節から構成)

第4章 景観協定、第5章 景観整備機構、第6章 雑則、第7章 罰則(違反業者は50万円以下の罰金が地方自治体より科せられる)

3. 景観条例

景観法を土台に景観法ほどは厳密、総合的ではないが、各県には景観法に類似する(目的、定義は同一) 県景観条例、各都市には都市景観条例が制定されている。これは、1968年金沢市の「伝統環境保存条例」(現「金沢市における伝統環境の保存及び美しい環境の形成に関する条例」)を全国初制定とするもので、現在46都道府県中

34道府県に県条令がある。「〇〇県景観条令」の形式が多いが以下のような個性的標語も立てられている。行政指導としては、景観条令から入り、最終的に景観法への発展を意図している。

北海道：北海道美しい景観のくにつくり条令、岩手県：岩手の景観の保全と創造に関する条令、千葉県：千葉県良好な景観の形成に関する条令、愛知県：美しい愛知つくり条令、滋賀県：滋賀県景観計画および改正ふるさと滋賀の風景を守り育てる条令、広島県：ふるさと広島島の景観の保全と創造に関する条令、佐賀県：佐賀県美しい景観つくり条令等。

北海道での地方自治体の代表的な都市景観条令の内容は以下のものである。

(1) 札幌市(全8章33条構成、総則、都市景観形成地区、大規模建築等、都市景観重要建築物等、都市景観協定、表彰・助成等、都市景観審議会、雑則) 第1章(総則、目的) 都市景観の形成に関する施策の基本を定め、札幌らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を推進する。快適な都市環境の創造、市民文化の向上に資する。

(2) 小樽市(全9章73条構成、総則、

総合的な施策の推進、景観計画、行為の届出等、景観重要建築物等(景観重要建築物、景観重要樹木、歴史的建造物、保存樹木等及び緑化の推進)、市民参加の景観形成、表彰・助成等、審議会、雑則)

第1章(総則、目的) 小樽市の良好な都市景観を保全、育成、創出するため必要事項を定める。歴史と自然のある小樽市らしい魅力なるまちつく、市民文化の向上に資する。

(3) 函館市(全11章54条構成、総則、景観計画、都市景観形成地域、景観形成指定建築物等、都市景観形成地域以外の景観計画区域、伝統的建造物保存地区、景観協定、景観形成市民団体、表彰・助成等、函館市都市景観審議会、雑則、罰則)

4. 日本の景観(町並み)保存に必要な条件(安達富士夫氏の提言)

安達富士夫氏(北海道大学名誉教授、保存修景計画研究会会長)はかつて、景観(町並み)保存として、以下の条件を挙げた『歴史の町なみ 北海道・東北編』(1999)。

(1) 脅かされる景観(景観保存の基本規定)

歴史的環境は感興を覚えるが、その維持には、市民はもつと関心と努力を払う必要がある。この風景鑑賞行動はひとつの歴史的鑑賞様式であり、想像力により廃墟の姿に歴史的追体験をする高度に知的な行動だが、「高度経済成長」以来、その実現は困難になった。川を埋めて道路造成、その材料調達に山を崩す、山中湖畔に突然高層ホテル建設等、強力な技術による大規模、急激な景観の変化(景観の破壊)は日常にある。この「開発」の持つ強力な破壊力に対抗する積極的な保存活動が今必要であると安達氏は強調する。

(2) 「地域の身分証明書」として 町並み保存は風景保存ばかりでなく、固有の価値を町づくりの基礎に置くことである。和洋混在という明治以降の日本の都市景観の混乱は、海外文化が明治以降入ってきて、町中に異質様式建物が混在するのではなく、欧米風またはそれに関連する東京銀座風をよいとすると都市観で自身の身の回りの生活環境への関心は喪失した、自分の育った町が価値ないとする問題点である。遺産を尊重することは、自分の町に自信を持つこと、それは町づくりの根源的エネルギーである。「保存」に

ともなう反論の「生活の利便」は、古来古物の保存ではなく、「地域の歴史や個性を尊重した再開発」である。町並み保存の目的は、古い町並み保存でなく、昔からの生活環境中遺産を活かし、独自の景観を作りあげること。

(3) 町並み保存の手段

町並み保存例として、日本で倉敷、高山、海外でドイツ・ローテンブルグ(ロマンチック街道)、アメリカ・ウイリアムズバーグ他が古来有名である。法律で保存制度化は、1962年フランスの「保存街区法」(マルロー法)が最初だが、この法では、1. 個々の建物に価値は少なくとも、町並み全体として優れる(文化財概念の拡張型)、2. 町並み保存を再開発の一手段として捉える(「保存街区」を「都市再開発事業」とする型、下水、公園の整備はするが、建物は壊さず内部に暖房等の新設備を導入して現代生活適合に更新する型がある。昭和48年でフランスでは45都市が「保存街区」となった。日本でも昭和50年に「伝統的建造物群保存地区」制度が出来、後者の整備は無理なので、保存の対象を建物の外観に限定、内部は自由な変更を認め生

地区」のみで日本に欠けていた「市街地の歴史的環境」保存の最初的手段となった。安達氏の指摘する、立法的措置は日本でも今後の保存運動発展上必須である。

(4) 町並み保存の成果(法的措置での保存進展結果)

(3) の伝建地区は昭和54年で、全国14地区(弘前仲町、角館、奈良井宿など)となった。妻籠宿は道路沿い建物外観を旧態に復原、萩市は屋敷の土塀、石垣を修復、京都清水産寧坂は町並み特有型から選択だが、共通は旧態を正確復原、そのまま維持でなく、自由度を持ち変化させ景観の特色を維持していること。旧写真からは、今の倉敷は厳密には「保存」でなく「創られた」ものだが、町並みは残った。安達氏の言う、この「活用して保存」の視点は大変重要である。

(5) 木造都市の保存(日本特有の家屋保存の技術的課題)

日本の都市は木造が多く、西欧の石造都市に比べ保存は難しい。修復保存基準には、ユネスコの「ベニス憲章」(技術基準)があり、建物修復の場合、旧材料と新材料比率も示す原型主義、復原主義のものだが、木造都市は基準は

異なる。木造建築は寿命が短い。個々の建物で古く歴史的価値あるもの以外に残す意味がないが、個々の建物は新しくとも町並み全体は昔の姿を残す例が多い。奈良橿原市今井町は400年の古い町だが、建物は建築様式、技術体系は江戸代だが、材質は新しい。「技術の体系」は建物に劣らず貴重な文化遺産で、強靱な文化連続がある(伊勢神宮の例)。物自体が変化する木造都市中で都市文化を蓄積するよい方法である。木造都市では物自体の保存、復原にこだわらず、様式、型の継承こそが相応しいと安達氏は日本特有の木造建築保存技術確立を強調している。

(6) 環境整備中の保存

フランスでは原型徹底復原で町並み保存外観は優れるが住みにくい。イギリス、チェスターでは相対的、現実的保存である。町中心に新ショッピングセンターがあり、町並みは古都だが、住むには楽しい。自由な歴史的景観の在り方である。

都市空間の中での建物(函館市元町地区の例)の扱い方を以下で安達氏は考えている。

① 教会、公会堂等の住宅以外の建物で、それ自身が優れた価値を持つも

のは出来るだけ完全保存する。

② 典型的な民家で維持状態のよいものは防寒改修して「外観保存」する。

③ 一般の住宅は原則、防寒改修、改築する。その際、建物の高さ、軒高と型、屋根の型と2階壁面の構成をデザインの特徴各型の基準を作り住民選択させる。

④ 密集老朽地区は集合住宅への立て替えをする(高さは3階まで)。

(7) 「点」の保存と町並み

歴史的町並み保存は、住民意識も制度作りも「点から面」である。しかし「点」は重要である。町の個性を創る本来の保存目的では、1軒の古家が町並み全体の歴史を示し、奥行を与える例が多い(札幌の時計台の例、ビル谷間で失望する観光客が多いが、この建築は明治11年の北海道最古木造建築のひとつのみでなく、最初にそこにあつたという札幌という町の歴史を表現する重点ともなっている)

北海道の町のように寒冷風土に合わない本州直輸入建物が多い町では、積極的に独自の建物に立て替えるので「点」の持つ意味は大きい。町中点の教会、石造倉庫、煉瓦造ビル等は貴重な町作り資材になる(石造倉庫の喫

茶店改造等)。重要なことは、ささやかな建物ひとつにも大きな町づくりの可能性を発見する想像力である。文化遺産は始めから文化遺産ではなく放置された崩壊寸前の家屋、倉庫、運河、工場等である場合が多い。その歴史上の価値を専門家により明らかにし、町づくりに持つ価値と可能性を見いだすのは住民自身であり、住民の自分への愛着と柔軟な想像力である。

以上のように、安達氏は景観遺産の今日的価値とその整備、発展条件を、景観法制定以前から詳細に提示している。これらの先進的視点は、今後、北海道文化財保護協会が文化財保護の対象を景観保存まで拡大して、北海道の運動の中心として社会的責務を全うしてゆく場合の組織運動の中心的思想となるものであることは言うまでもない。

このように、近代化の錦の御旗の「産業開発」の中で急速に消失してゆく文化財および景観を法的に保護する目的で、各観光都市には景観条令が作られている。景観の実質的保存にはこの遵守が重要なのだが、行政自体で必ずしも徹底して守られているとはいえない(函館市、小樽市)。代表的な都市景観

保存研究と運動の例を、かつて北海道大学工学部建築史研究室を中心に行なわれた、北海道都市景観総論、観光都市の函館市、産業都市江差町、寿都町の都市景観の調査結果で北海道都市景観の特徴を紹介し、また、景観の保存行政での問題点を、函館市（クレーン解体）、小樽市（運河埋め立て）、夕張市（炭鉱景観解体）で考察する。

5. 北海道の景観保存の例（一部『歴史の町なみ 北海道・東北編』による）

5-1. 景観の基礎としての北海道都市の歴史性の把握（安達富士夫）

北海道は歴史は140年程で京都、東京等に比べ浅いが、強烈な歴史の表現を町並み等の文物に感じる特色を持つ。都市の歴史性の表現は歴史の長さ（建設、発展）に、住民がどのように関わったかである。北海道の都市建設の歴史は凄まじいエネルギーの投入の歴史で、その事業に必然的に伴う様々な人間のドラマの歴史があり、それが僅か140年程の歴史に圧縮されている。歴史把握が手中にある型で、創成川、北海道大学キャンパス、五稜廓、耕地防風林等の歴史が現在の道民の記

憶中にあり、その事情が北海道の都市・集落景観に強烈で生々しい歴史を与える、本州の「古い歴史」の地域のないもので、北海道独自の歴史性の根幹である。

5-2. 沿岸都市と内陸都市（同）

自然発生的な江差、函館、寿都等沿岸都市・集落、歴史は古いが明治以降発展の小樽、釧路、根室市等沿岸都市に対して、明治以降に出現したのが農業開発のために内陸に計画的に作られた新都市・農村である。この計画的な都市・農村こそが、日本の都市の歴史の中でも特異的な北海道独自のものであり、北海道の独特の都市景観の根源である。

明治2年の札幌の方形の計画都市建設は、20年代で旭川、帯広に計画、30年代に完成し、北海道独特の都市景観となった。明治8年には札幌琴似の屯田兵村198戸が出現、30年代に上川、滝川、砂川、深川、北見等内陸全道へ広がり、今日の農村地帯の原型となった。

道庁が設定した移民用の「植民計画区」農村も北海道特有景観であった。「植民区画」とは、900間（1620m）四方の大区画を9等分して300

間（540m）四方の中区画とし、これを間口100間（180m）で奥行150間（270m）の5町歩ずつ6等分したもので、この5町歩が1戸の単位である（中区画6戸、大区画に54戸入る）。日用品、飲食店、学校等は区画幹線道路沿いの「市街地」に集中する。この植民地区画の最初は明治22年の奈良の十津川村移住者600戸で（新十津川村）、この方式は全道普及し、今まで続く北海道独特の散村景観を作った。最近では、根釧原野別海町の1戸50町歩（10軒分—大区画）の大規模酪農村で戦後大農法として完成している。

5-3. 旧鯉漁江差町の漁場景観（角幸博）

江差町には、本州伝来の「夏まつり」（姥神大神宮例祭「夏まつり」で商家の格子戸、町屋の蔀戸はずしがなされた）があった。町の景観には独特の鯉漁場独特の建築ハネダシが構成した。ハネダシは、姥神町、中歌、津花の海岸3町に多かった。特に北海道指定民族資料・横山家、重要文化財・中村家の町屋はこの典型形式で、この両家は地割は間口狭く奥行の長い「ウナギの寝床型」家屋で、店舗、住宅の主屋は

木造、土蔵造りの2階建の妻入形式である。緩勾配の切妻屋根は、瓦葺、葎葎石置で、店わきの通りには裏手の土蔵群に連絡し、さらに端は直接海岸に面して「ハネダシ」となっていた。ハネダシとは、弁財船（北前船）からの荷の積み下ろしに使用する棧橋的機能を持つ、木造2階建倉庫のことである。1階は柱間に横板をはめ込み取り外し自由とし、ローカと呼ぶニシン等の漁獲物の一時的収納庫として、漁具、雑品を収納する物置として利用された。2階は倉庫、漁夫の収容施設として利用した。明治10年代の町並み写真には、このハネダシが連続する江差特有の壮観な当時の漁村景観が展開している。この景観は、明治26年の護岸工事でも存在したが、その後徐々に消失し、昭和47年の松前—江差バイパス・国道228号線完成で全く消えてしまった。

江差町が豊かな商港として寒村から蝦夷地の中心として発展したのは、蛸崎光宏の時代（1514）であった。江差は鯉漁業の中心基地だったので、最盛期には3000隻の鯉船が集まった。鷗島を中心に弧状に展開する海岸線に密集して立ち並ぶ町屋の石置き屋

根や瓦屋根、弁財船の帆柱が林立する港の風景は、2万人近い人口を擁した最盛期江差の景観である。これらの様子は、龍圖斎貞良『江差屏風』、松田傳十郎『北夷談』の図面に詳しい。江差町は明治30年代の鯨漁の不漁以後衰退したが、現在、豊富な民族資料、史跡、旧跡、古社寺、郷土芸能等が残り、昭和49年からの「開陽丸」引き揚げ、水中考古学創始、博物館建設、旧道整備で旧町並景観が復活し、観光都市での再発展の渦中にある。

5-4 函館市（安達富士夫）

和洋混在の風景の函館市は異国情緒の町で、異質な文化の混在でそれは和洋風の建物の混在景観でもある。和洋混在は本州にもあるが、函館は多様な様式が混じりあつたままで、全体がまとまりを作っている特異の町である。ハリストス正教会、天主公会、東本願寺別院等の異宗教が違和感なく共存するのはこのみである。この町並みは長崎、横浜ともにわが国最初開港場、「文明開化」の窓口の歴史そのものである。

西洋との接触である安政元年（1854）に日米和親条約で、欧米の文物接触で独自の都市景観を作

る。元治元年（1864）に新島襄の米国密出国地、西洋式五稜廓の建設（1856〜64）があり、元町、弥生町、弁天町付近の町並みが形成された。ここは函館山と港灣間にある一帯で、函館発祥の地として、町の生成から函館戦争、明治・大正期の繁栄を経て現在に至る歴史を示す。建物のみでなく街路、港灣施設、石碑等が町並み全体に残る。町並みの特徴を作っているのは、独特の和洋折衷の町屋である。

多様な様式と景観のまとまりは、多様な様式の住宅が混在していることにある。和洋折衷住宅だけでなく、純和風の町屋や土造りないし組積造りの住宅もある。元町、弥生町付近では全体の半分の住宅が古い姿を止めている。この形式の混在は、早くから欧米の文物に触れた函館の歴史の表現である。この町並みが混乱しないのは、種々の様式の建物がそれぞれの共通の型を持ち、その上に屋根の形、高さ、軒線は統一されて、町並みの連続性は保存されているからであり、多様性住宅に統一性を示す模範となる発想である。火事と町づくりは重要で、函館の都市計画は火事を抜きにして語れない。街区の整備は大火を機会に行なわれ、

防火対策の都市計画がそのまま都市景観を作っている。明治6年から大正10年迄の54年間に100戸以上の大火は22回あった。安永年間以後、同一カ所20回出火場所もあり、江戸と異なり寒冷地での家屋焼失は死を意味した。元町街区の現在構造は明治11、12年大火以降である。直線的で広い道幅20間の20間坂、基坂は防火線で、通常道路も6〜12間に拡張された。現在の元町の町並みは明治40年大火（全市2万戸の6割を焼失、元町も全滅した）以後の姿で、元町、弥生町付近の優れた住宅の7割はこの大火以後の建築である。十字街近くの銀座通りビル街に古い鉄筋2、3階建物があるが、大正10年大火で防火線として不燃建築指定された名残である。昭和9年の大火では全市の半数の2万戸が焼失。このため市内全域に幅30〜55mの防火緑地帯が建設され、林となって市内に樹林地帯のある独特の都市景観となった。石川啄木は明治40年大火に遭遇し異常な体験を日記に残したが、大火は函館の姿、都市景観を大きく変えてきたといえる。

再開発と保存として元町界限は、町並みが独特の個性を持つ貴重な町のみ

でなく、函館発祥の地として、市民に特別の意味を持つ。市内魅力の地区で町づくりの原点であるが、住宅は老朽化、家も狭く、遊び場も少ない。建物の更新が進み、景観を破壊する家屋、高層マンションも出た。貴重な「歴史の町並み」を将来どうするか。町並みの特色を維持しながら老朽化した居住環境の整備をはかる課題は他の歴史都市と同じだが、元町住宅は寒冷地用になっていない。保存よりも生活環境の整備をしてその中で特色の維持をはかるべきである。建物の高さ、デザインに生活利便を害なぬ緩い規制をし、住宅の防寒改修、改築を進め、場所により低層の集合住宅群に立て替えるのも保存の手段である。旧函館支庁舎の北海道開拓村移転に反対した住民意識から、地区全体を文化・集会空間（函館市の居間）としての再生もよい。この雰囲気、魅力は、文化施設の充実だけでなく、人が住む活気ある居住環境の充実で完成される。

5-5 寿都町（谷直樹）

明治時代の鯨漁で栄えた独特の町並を持つ。語源スツツはアイヌ語のシュプキ（熊撃ちの植物名トトリカブト）が原語で、享和年間に鯨漁不漁の

江差町からの出漁が増えた。享和2年(1802)に定住者が来て、安政2年(1855)から津軽藩士、明治・大正期に鯨漁で栄え、江差追分にも唄われた。近郊歌棄の橋本家は郷里福井の庄屋宅を模した練御殿で、部材を本州から運び明治13年(1880)に完成した。これに対して開拓者精神にあふれた練御殿は佐藤家である。当主の佐藤定右衛門、伊三右衛門親子は、安政3年(1856)に自費で黒松内―歌棄間山道を開き、陸上交通を活発にした。明治20年代の主屋にはハイカラな洋風窓が付いている。ガラス窓の六角型塔がトップライトで、櫛型、ペジメントのある「上げ下げ窓」もある。寿都は明治以降に行政の中心となり、函館から定期船も来て商業が発達した。大磯町から岩崎町にかけて中心街には明治建築が多い。石造蔵造の商家は2階に洋風アーチ窓や袖壁を付けた北海道独特建築で、1軒は明治22年(1889)建築である。石工は北陸から来た者が多い。煉瓦造りの旧寿都商工会、木造洋風の北海道銀行寿都支店の町並みもある。

6. 最近の北海道の景観保存での問題事例(山田大隆)

6-1. 函館ドック・ゴライアスクレーン撤去問題(2009.6.28)

日本6番目の歴史ある造船会社函館どつく(明治29)には30万トン造船ヤード用建造クレーンとして、昭和47年に設置された巨大門型クレーン(ゴライアスクレーン、IH I製)2基があった。これは日本独自設計で、戦後世界的造船大国となった日本の創始となった記念碑的機械建造物で、懸垂重量250トン、高さ70m、幅110m、重量2000トンもあった。同様物は呉造船所にあったが解体され、この系列技術の日本最古遺産であった。造船不況下の昭和49年まで使用し、27万トンタンカー3隻建造して放棄され、その後観光造船都市函館市のシンボルとして40年間永く市民に愛された。函館の原風景で景観保存物件の典型例だが、市は景観条令を適用せず、2007年春に老朽化を理由に解体を市民に通告した。これに対して、北海道産業考古学会、地元クレーン保存会共催での2007〜9年の3年間の保存運動では、3回の全国シンポ、多

数の市理事者交渉、全国地元から1.8万名の反対署名集約提出の保存運動がなされた。しかし、2009年6月28日に市の開発公社から売却された函館ドックは、自社処分として、巨大クレーン船を用いてドックのゴライアスクレーンを解体撤去した。条令遵守を一貫して反古にし、全国学会、地元住民の声を無視して強行された解体の結果で、町づくり運動は大きく停滞し、それを起こした行政・会社の文化財、住民文化意識破壊の責任は大きい。

6-2. 小樽運河保存問題(1980〜94年)

大正時代の運河、石造倉庫群、さらに明治30年代の北前船最終段階での商港発展期に建造された日本郵船小樽支店、日銀小樽支店等の重厚な歴史的建築遺産群で全国的歴史観光都市に定着し、年間1000万人近い観光客を集客する小樽市だが、この歴史遺産活用町づくりが市政として定着するには、全国的町並保存運動となった激動の小樽運河保存問題があった。これは旧港湾の運河倉庫景観を改善利用した町づくりの成功例である。

近代化都市建設に遅れを感じた1980年代の小樽市行政は、長さ

1220m、幅40mの小樽運河(設計は広井勇)をすべて埋め立て、その上に6車線の臨港線を建設、運河岸の倉庫群(小樽倉庫、木骨石張の大型倉庫群)を解体し、小樽市の近代化を図る計画が持ち上がった。行政の市政は強行で、すぐに小樽運河と倉庫群は小樽市民の重要な文化財として、埋め立て・解体に反対する地元保存会や歴史的町並みを生かす町づくり運動が全国支援で起きた。全国から景観保存専門家、町づくりの指導者が集まり、歴史的景観を生かした町づくりの在り方を模索するゼミが18年間で30回も開かれた。

保存運動が小樽市から全国に広がった結果、90年代に地元保存会と市当局が当時の横路知事の仲介で総合的町づくりに協定し、その結果、小樽運河の約半分(長さ650m、幅20m)と倉庫群(改造され内部は土産店や工房、食堂)の多くが残され、その後の中心産業観光資源となった。この小樽運河と倉庫群の保存運動の壮大な経験を経て、小樽市は全国的な運河観光の拠点となり、全国の同様の歴史遺産を持つ自治体の歴史遺産町づくりの指導的存在となった。現在の市の景観条令は協定以後作られ、完全履行されている。

6-3. 夕張市炭鉱住宅解体問題
(2000年)

全国第2位の大炭鉱夕張炭鉱(最盛期に年産400万トン出炭、20支鉱、道内の20%出炭)のあった北海道最大炭鉱都市の夕張市は、北海道出炭の60%を占めた北海道炭鉱汽船会社(北炭)の中心都市(人口11万人、鹿の谷迎賓館には皇族天皇訪問、2011年に国登録有形文化財指定)だったが、昭和56年に夕張新炭鉱でガス突出事故があり(93人死亡)、翌年に北炭は倒産した。同年に1970年代から「炭鉱から観光へ」を政策にかかげ市長となった中田鉄治氏が石炭歴史村をオープン、模擬坑を發展させた全国最大の石炭博物館を中心に、400万トン選炭施設や11万人の居住区が夕張の谷全体に広がる産業景観として全国的に著名だった日本最大の旧炭鉱施設と炭鉱住宅群を売却して、150もの観光施設を新たに建設し、1990年代には観光客年200万を入れ込むことに成功した炭鉱跡町づくり都市となった。

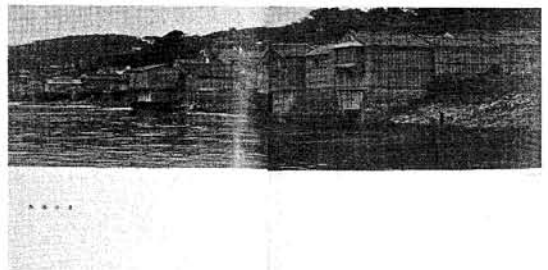
しかし、その後国のリゾート法制定で全国300ヶ所に出来た類似施設との競争に負け、急速な観光衰退都市となり負債を増大させ、2006年に倒産、財政再建団体となった。この間、都市機能は崩壊し、人口流失、人口は1万人弱、高齢化の典型的鉱山閉山都市となった。中田市長は平成13年の産炭法適用で炭住を全解体させ、鉱山都市景観は完全に消失した。

専業都市である炭鉱都市景観は独特のもので、日本の炭鉱先進地九州筑豊炭田の大牟田、志免、飯塚、直方、田川等、北海道石狩炭田の夕張、美唄、芦別、三笠他には巨大な炭鉱集落があったが、戦後の油主炭従の石炭政策の中で急速に閉山消失し、北海道の石狩炭田諸都市を残すだけとなった。その中で北海道最大の夕張炭鉱の産業景観は貴重だった。夕張の景観が失われた現在、かつての炭鉱景観は工場サイトで三笠市の住友別炭鉱施設群と炭住街、南美唄の炭住群と住宅群、羽幌炭鉱の工場施設と炭住群程度となつてしまった。産業遺産は一度解体すると復元することは不可能なので、三笠市の住友の日本最後の炭鉱施設と景観は、日本石炭産業の都市と技術の記録として、日本的視点(国宝、世界遺産登録)で保存する必要がある。

(当協会理事・酪農学園大学教授)



広島県 鞆ノ浦港 景観



江差町 ハネダシ 景観



函館 ドック・ゴライアスクレーン



夕張市 炭鉱都市 景観